

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

畜産生産持続強化支援事業費補助金（ハード支援）

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

中小家族経営を含めた意欲ある畜産担い手が行う生産基盤の機能強化やICT技術活用による作業の省力化、暑熱対策などによる生産性向上のための施設整備・機械導入等の取組みに対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

補助要件	事業メニュー
収入増又は所得向上10%以上、若しくは経費削減10%以上	①簡易畜舎等整備支援
収入増又は所得向上5%以上、若しくは経費削減5%以上	②空畜舎等改修整備支援 ③生産性向上・省力化ICT機器整備支援
生産性向上に係る指標5%以上改善	④暑熱対策設備等導入支援 ⑤衛生対策支援
導入する機械設備に関連する電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減	⑥省エネルギー設備等導入支援
飼料整備受益面積1ha以上/地区 (中山間地域0.5ha以上)	⑦飼料基盤強化支援

(2) 対象経費：畜舎等の整備・機械の導入に要する経費

(3) 補助率：1/3以内

(4) 補助上限額：2,083万3千円（5,000万円×5/12）事業メニュー①②
833万3千円（2,000万円×5/12）事業メニュー④⑥
416万6千円（1,000万円×5/12）事業メニュー③⑤⑦

(5) その他：市町村と協調補助の場合は1/12を上限に上乘せ
※県が5/12、市町村が1/12を補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和7年4月中旬～5月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

「総称山形牛」のブランド力向上及び和牛繁殖農家の所得向上等を図るため、高能力な和牛繁殖雌牛の選抜に向けたゲノミック評価分析経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人（いずれも農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「農業協同組合等」という）経由）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ゲノミック評価分析を行う和牛は一定能力を有する繁殖雌牛の産子（能力未判定の雌子牛）であること
- ゲノミック評価分析は枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、BMS No.）、脂肪酸組成（MUFA割合、オレイン酸割合）及び発育関連2形質（生時体重、日齢枝肉重量）を実施すること。
- 県にゲノミック評価分析の結果を提出すること。

(2) 対象経費：ゲノミック評価分析に要する経費

(3) 補助率：ゲノミック評価分析1頭当たり8千円以内を助成

(4) その他：

一定能力を有する繁殖雌牛：枝肉6形質のうち2つ以上の形質の推定育種価又はゲノミック育種価が上位1/2以上の繁殖雌牛

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和7年4月下旬～5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：農業協同組合等

(3) 申込み先：農業協同組合等

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8145
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5504

「丸藤3」等を活用した優良子牛確保事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

優良子牛の有利販売及び和牛繁殖農家等の所得向上を図るため、一定能力を有する繁殖雌牛と「丸藤3」等の県産種雄牛から産子（以下、「補助対象産子」という）を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等に係る情報を収集する経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団（いずれも山形県酪農業協同組合、（一社）山形県配合飼料価格安定基金協会、農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「畜産関係団体」という）経由）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 補助対象産子は令和7年1月1日～同年12月31日の期間に生産（分娩）されていること
- 補助対象産子の出生・発育データ等に係る情報を提供すること

(2) 対象経費：補助対象産子を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等の収集に要する経費

(3) 補助額：1頭当たり10,000円以内

(4) その他：

一定能力を有する繁殖雌牛（補助対象産子の母牛）：枝肉6形質のうち2つ以上の形質の推定育種価又はゲノミック育種価が上位1/2以上で月齢が満120カ月未満（令和7年1月1日時点）

「丸藤3」等の県産種雄牛：丸藤3、福秀165、美勝喜、幸紀陸、美結喜、福福照

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和7年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：畜産関係団体
- (3) 申込み先：畜産関係団体

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

やまがた地鶏生産トライアル支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

やまがた地鶏の生産基盤の強化を図るため、新規参入者の雛導入費や衛生対策資材費等の生産経費に要する経費を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団、その他の企業・団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：「やまがた地鶏の飼養管理マニュアル」に基づき、県内において新規にやまがた地鶏の生産に取り組むこと。
- (2) 対象経費：やまがた地鶏の生産に要する経費
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上限額：31万1千円
- (5) その他：

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和7年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3－6 2 1－8 1 4 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3－2 9－1 3 1 8
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8－2 6－6 0 5 3
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5－6 6－5 5 0 4

子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

子実用トウモロコシの作付け及び利用を推進するため、子実用トウモロコシの作付けを行う農業者等に対して、子実用トウモロコシの作付けに係る経費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織、農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 作付圃場は利用対象者が耕起、播種、雑草・害虫防除、収穫の作業のうち2つ以上を実施すること。
- 作付圃場は牛糞完熟堆肥換算で10a当たり5t以上の堆肥を施用すること。
- 事業開始年度から3年間継続して子実用トウモロコシの作付面積を維持又は増加すること。
- 収穫した子実用トウモロコシの供給先が確保できていること。

(2) 対象経費

子実用トウモロコシの作付けに係る経費

(3) 補助率

子実用トウモロコシの作付圃場10a当たり

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1年目（事業実施初年度） | 13,000円以内 |
| 2年目（事業実施初年度の翌年度） | 8,500円以内※ |
| 3年目（事業実施初年度の翌々年度） | 4,000円以内※ |

※ ただし、前年度の作付面積から増加した分は13,000円以内。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和7年4月中旬～6月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

令和6年度第3四半期（令和6年10月～12月）及び第4四半期（令和7年1月～3月）の平均配合飼料価格と令和2年度の配合飼料の平均価格との差額から配合飼料価格安定制度等の補てん金を除いた額の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）
- (2) 対象経費：配合飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上限額：4,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）
 - 第3四半期：令和7年3月上旬～4月上旬（実施済み）
 - 第4四半期：令和7年6月上旬～7月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県配合飼料価格安定基金協会、
山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合等
- (3) 申込み先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び
県内各農業協同組合等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

単味飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するため、申請した畜産農家を対象に令和6年度第3四半期（令和6年10月～12月）及び第4四半期（令和7年1月～3月）の単味飼料の購入経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：単味飼料を購入している畜産農家（申請による）
- (2) 対象経費：単味飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金と同額の補助単価
- (4) 補助上限額：4,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）
 - 第3四半期：令和7年3月上旬～4月中旬（実施済み）
 - 第4四半期：令和7年7月上旬～8月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：公益社団法人山形県畜産協会
- (3) 申込み先：公益社団法人山形県畜産協会

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350